

．はじめに

現在市内には、208 路線、848 k mの都市計画道路（幹線街路）が計画決定されていますが、そのうちの 79 k mが未だ事業未着手となっており、それらの路線の整備方針を明確にすることが大きなテーマとなっています。

本市は大正 13 年に、今日の道路網の礎となる最初の都市計画道路 40 路線を決定し、その後、市域の拡大、市街地の進展等、それぞれの時代背景のもとに、適宜必要な見直しを行ってきました。特に、第 2 次世界大戦後は、いち早く戦災復興計画の策定を行い、その中で、戦前の計画を一旦廃止し、新たに都市計画道路 95 路線を決定しました。この計画は、交通の円滑化はもちろんのこと、都心部に幅員 100mの道路を配置するなど防災や美観にも配慮して計画されており、全国に誇りうるものでした。

本市ではこの計画を実現するため、土地区画整理事業等で市民の皆様の協力を得ながら道路整備を進め、現在、政令指定都市では 2 番目に高い整備率を確保するに至りました。しかし、前述したように未だ 79 k mの都市計画道路（幹線街路）が事業未着手であり、特に、戦災復興土地区画整理事業で整備された市中心部と組合土地区画整理事業で整備された市郊外部の中間に位置する既成市街地にそれらは多く残っており、事業完了にはなお多大な時間と事業費が必要になると考えられます。また、これらの路線の多くは、文化財や公園・緑地に影響を及ぼしたり、道路構造に問題があるなど、道路を整備する上でさまざまな課題を抱えています。

従来、都市計画道路は長期的視点からその必要性が位置づけられたものであり、また、増大を続ける自動車交通量に対応するため一層の整備拡充が必要であるとの考えから、計画の廃止を含めた縮小の方向での見直しは行ってきませんでした。しかし、人口増の停滞（近い将来の人口減少）や少子高齢化、地球温暖化、経済成長の鈍化などその前提となる社会経済情勢や社会システムが大きく変化しており、また、市民の皆様への行政に対するニーズも多様化し、公共事業においても、その必要性を厳しく吟味し直してそれを市民に説明する行政のアカウンタビリティ（説明責任）が求められるようになってきました。

そこで、すべての事業未着手の都市計画道路（幹線街路）を対象に見直しの検討を行い、パブリックコメントによる市民意見を受け、ここに「未着手都市計画道路の整備方針」を策定しました。この見直しは、前述した道路整備上の課題をいかに解決するかという、課題対応型の見直しを軸に展開していますが、その解決策検討の過程においては、社会経済状況の変化や地域のまちづくりにできるだけ柔軟に対応するよう配慮しており、都市計画道路を新しい時代に対応した市民に身近な存在として位置づけ直すものと考えています。